

資料提供（平成21年4月8日）

環境局環境創造部環境保全指導課 菅原、望月

TEL：078-322-6420（内線：3629）

独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター跡地における 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定について

◆概要◆

- (1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターが旧神戸センター跡地（中央区小野浜町9番 土地面積：7,292.12㎡）にて土壌汚染対策法（以下、「法」という）に基づく土壌汚染状況調査を行ったところ、水銀、鉛及び砒素が法の指定基準値を超過した。
- (2) 平成21年3月26日に調査結果の報告を受け、水銀（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）が指定基準値を超過した11区画（817㎡）を、法に基づく指定区域として平成21年4月8日に指定した（神戸市域での指定は4例目）。
- (3) 本市は独立行政法人農林水産消費安全技術センターに対し、土壌汚染対策が適正に実施されるよう指導していく。

◆土壌調査内容◆

- (1) 調査対象物質
特定施設（科学技術に関する研究等を行う事業場における洗浄施設）において法施行後に使用履歴のあった特定有害物質24物質について調査を行った。
なお、特定施設における使用履歴のないPCBについても自主調査を行った。
- (2) 調査対象区画
79区画
- (3) 調査結果
 - ①水銀の溶出量で最大0.0026mg/L（指定基準値0.0005mg/Lの5.2倍）
 - ②鉛の溶出量で最大0.11mg/L（指定基準値0.01mg/Lの11倍）
 - ③鉛の含有量で最大1,500mg/kg（指定基準値150mg/kgの10倍）
 - ④砒素の溶出量で最大0.022mg/L（指定基準値0.01mg/Lの2.2倍）上記以外の特定有害物質については指定基準値を超過していなかった。
- (4) 汚染面積 817㎡（調査単位区画で11区画）
- (5) 汚染深度 最大でGL-3.5m

◆地下水調査について◆

土壌調査で溶出量が指定基準値を超過した水銀、鉛、砒素について地下水調査を行ったが、いずれも地下水基準値以下であった。

◆指定区域の指定◆

当該土地についての調査結果報告を受け、指定基準値を超過した11区画（約817㎡）を法に基づく指定区域として本日、指定した。

◆周辺環境への影響について◆

- (1) 当該土地はコンクリート等で覆われている、又はフェンスで囲まれているため、汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 地下水汚染はないため、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断される。

◆今後の対応◆

- (1) 本市は周辺環境への影響が生じないように、独立行政法人農林水産消費安全技術センターに対し汚染土壌を法に基づき適正に処理するよう指導する。
- (2) 指定区域における土壌汚染の除去が確認されれば、指定区域の指定を解除する。

＜資料1＞これまでの経緯

- (1) 昭和2年 神戸市立生糸検査所として完成（旧館）
- (2) 昭和6年 農林省神戸生糸検査所
- (3) 昭和7年 建て増し（新館）
- (4) 昭和55年 農林水産省生糸検査所は同省農林規格検査所と統合
- (5) 平成3年 農林水産省農林水産消費技術センターに改称
- (6) 平成13年 独立行政法人農林水産消費技術センターに改組
- (7) 平成19年 独立行政法人農林水産消費安全技術センターに改組
- (8) 平成21年2月5日 ポートアイランドへ移転のため、当該土地での有害物質の使用を廃止。
- (9) 平成21年3月26日 独立行政法人農林水産消費安全技術センターが土壌調査結果報告書を提出。
- (10) 平成21年4月8日 法第5条に基づく指定区域の指定。

＜資料2＞用語解説

土壌汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成15年2月15日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時に、汚染の可能性の高い土地について土壌調査及び調査結果の報告を義務づけ、土壌汚染が判明した場合には必要な措置を講じること等を定めている。

指定区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過している場合、市長は指定基準値を超過した区域を指定区域として公示することが定められている。

指定区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。

土壌汚染の除去が確認されれば、指定区域の指定を解除される。

溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から揮発性有機化合物、重金属等、農薬等25物質について土壌汚染対策法で溶出量基準が定められている。

溶出量基準は、土壌に含まれる有害物質が地下水に溶出し、人がその地下水を一日2L、一生涯（70年）にわたって飲み続けても健康影響が現れない濃度に設定されている。

含有量基準

汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を防止する観点からカドミウム、鉛、水銀などの重金属等9物質について土壌汚染対策法で含有量基準が定められている。

含有量基準は、基本的には、一日あたり大人100mg、子供200mgの土壌を一生涯にわたって摂取し続けても健康影響が現れない含有量に設定されている。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壌中の鉛の正常な濃度の範囲は15~30 mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000 mg/kg以下の土壌濃度では見られないといわれている。

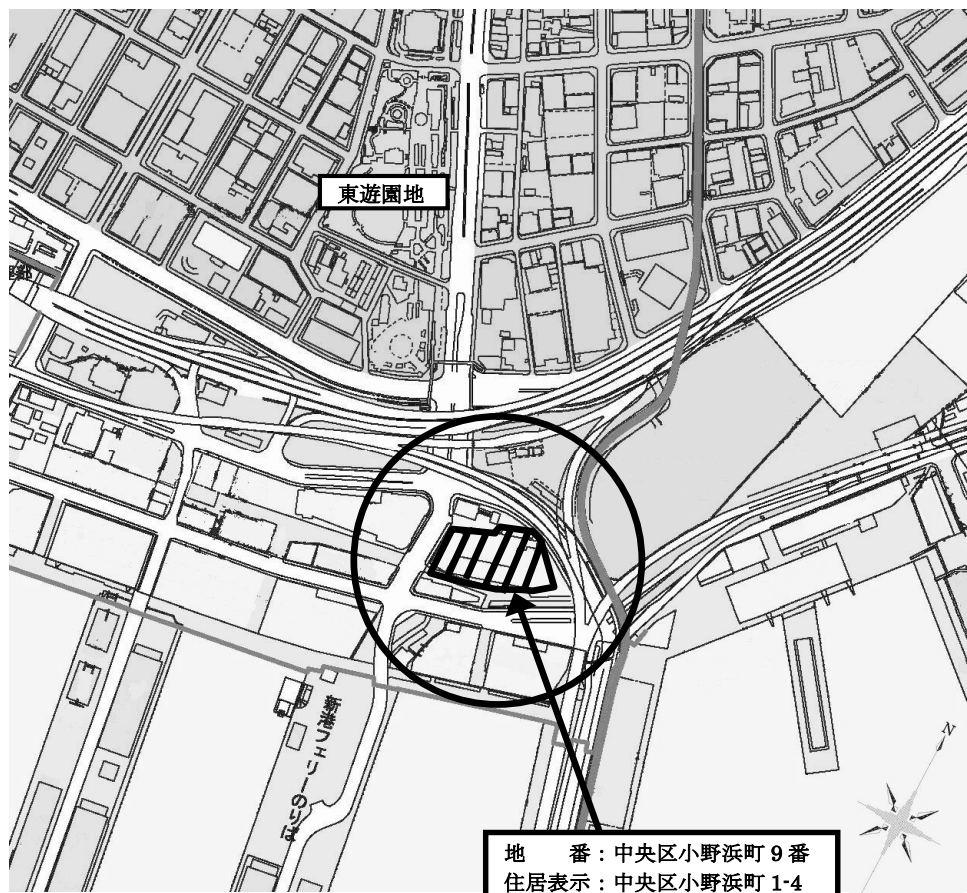
水銀

水銀は、銀白色で、常温では唯一の液体金属。化学品製造、医薬品、乾電池等に用いられる。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られる。

砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。半導体の原料、農薬、防腐剤等に用いられる。皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内蔵に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発疹等の症状を示すといわれている。

<資料3>位置図



<資料4>指定区域図

